

平成30年7月豪雨による災害の被災者に対する生活上の支援について

【相談窓口のご案内】

区分	内容	窓口課・所管課等																		
被災者支援相談窓口	被災者支援に関する総合窓口 被災された皆様が受けることができる各種制度をご説明し、担当する部署をご案内します。 お気軽にご相談ください。	役場1階ロビー (開設期間 7/30から9/28まで) ※10/1からの窓口 社会福祉課 (823-9207)																		
海田町地域支え合いセンター (海田町社会福祉協議会) (10月1日開所予定)	平成30年7月豪雨で被災された方の安心した日常生活を支えるため「海田町地域支え合いセンター」を開所し、見守り、生活支援、地域交流の促進等の総合的な支援に取り組みます。 センターの相談員がご自宅やみなし仮設住宅にお住まいの方を個別に訪問し、お困り事や各種相談に対応します。	海田町社会福祉協議会 (820-0294)																		
り災(被災)証明書申請窓口	り災証明書(住家または店舗等の全壊、半壊等の被災度合いを証明する文書)及び被災証明書(土地、動産等について被害があった事実のみを証明する文書)を交付します。 ※り災証明書(被災証明書)は、今後生活支援を受けるために必要な証明書となります。 被害の度合いに関わらず、お住まいの住居に被害があった方や、所有する家屋、土地、家財等に被害があった方は、お早めに交付申請をしてください。 り災証明書発行までの流れ	役場1階ロビー (開設期間 7/30から9/28まで) ※10/1からの窓口 社会福祉課 (823-9207)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請者</th> <th style="width: 50%;">町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付申請 (申請書・写真・位置図)</td> <td>申請書受付</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">被害認定調査 (主に外観)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>り災証明書受領 ←</td> <td style="text-align: center;">判定・通知</td> </tr> <tr> <td>※判定不服等による再調査申請</td> <td style="text-align: center;">→ 再調査 (内部調査を含む)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>り災証明書受領 ←</td> <td style="text-align: center;">判定・通知</td> </tr> </tbody> </table>			申請者	町	交付申請 (申請書・写真・位置図)	申請書受付		↓		被害認定調査 (主に外観)		↓	り災証明書受領 ←	判定・通知	※判定不服等による再調査申請	→ 再調査 (内部調査を含む)		↓	り災証明書受領 ←	判定・通知
申請者	町																			
交付申請 (申請書・写真・位置図)	申請書受付																			
	↓																			
	被害認定調査 (主に外観)																			
	↓																			
り災証明書受領 ←	判定・通知																			
※判定不服等による再調査申請	→ 再調査 (内部調査を含む)																			
	↓																			
り災証明書受領 ←	判定・通知																			

【支援一覧】

区 分	内 容	窓口課・所管課等
見舞金の支給などに関する事	<p>災害弔慰金</p> <p>災害により亡くなった方の遺族の方に弔慰金の支給を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計を維持されていた方の遺族 500万円 ・その他の方の遺族 250万円 	社会福祉課(823-9207)
	<p>災害障害見舞金</p> <p>災害により負傷し、疾病にかかり、治ったときに災害障害見舞金の支給を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害を受けた生計維持者の方 250万円 ・重度の障害を受けたその他の方 125万円 	
	<p>海田町災害見舞金</p> <p>住家に全壊、半壊、床上浸水の被害があった世帯の世帯主の方及び、1か月以上医師の治療を要する負傷をされた方に、海田町災害見舞金の支給を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊した場合 20万円 ・住が大規模半壊した場合 10万円 ・住家が半壊した場合 5万円 ・住家が床上浸水した場合 3万円 ・1か月以上医師の治療を要する負傷をされた場合 3万円 	
	<p>広島県災害見舞金</p> <p>住家が全壊または半壊した世帯の世帯主に広島県から見舞金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊した場合 30万円 ・住家が半壊した場合 10万円 	住民課(823-9206)

区 分	内 容	窓口課・所管課等
見舞金の支給などに関する事	<p>被災者生活再建支援金</p> <p>災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給します。</p> <p>●住家の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数世帯 <ul style="list-style-type: none"> 全壊、やむを得ず解体 100万円 大規模半壊 50万円 ・単身世帯 <ul style="list-style-type: none"> 全壊、やむを得ず解体 75万円 大規模半壊 37.5万円 <p>●基礎支援金の申請を行った方を対象として、再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数世帯 <ul style="list-style-type: none"> 住宅を建設または購入 200万円 住宅を補修 100万円 公営住宅を除く住宅を借りる 50万円 ・単身世帯 <ul style="list-style-type: none"> 住宅を建設または購入 150万円 住宅を補修 75万円 公営住宅を除く住宅を借りる 37.5万円 	住民課(823-9206)
義援金の支給に関する事	<p>義援金</p> <p>災害により被災された方、世帯に対し、早期の生活再建の一助として、義援金を支給します。</p> <p>【第1次配分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 <p>災害により死亡した方のご遺族、重傷者(1か月以上の治療を要する方)</p> <p>一人に対して5万円を支給</p> ・住家被害 <p>災害により住んでいた家屋が床上浸水以上の被害に遭われた世帯主の方</p> <p>一世帯に対して5万円を支給</p> 	保健センター(823-4418)

区 分	内 容	窓口課・所管課等	
融資に関すること	<p>災害援護資金貸付</p> <p>被災した世帯の世帯主に対し、最大350万円を限度として、災害援護資金を貸し付けます。償還期間は10年。(所得制限あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則3年 無利子 ・3年以降 利率 年3% <p>※利子相当分について、全額補助を行うことになっており、実質無利子で資金の貸し付けを受けることができます。</p>	社会福祉課(823-9207)	
	<p>生活福祉資金の貸付</p> <p>低所得世帯・障害者世帯・65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)を対象とした貸付です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 災害による臨時に必要な経費 150万円 住宅の補修等に必要な経費 250万円 ・償還期間 7年以内 ・貸付利率 連帯保証人を立てた場合 無利子 連帯保証人がいない場合 年1.5% (貸付日から6ヶ月以内は無利子) <p>※連帯保証人がいない場合の利子相当分について、全額補助を行うことになっており、実質無利子で資金の貸し付けを受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込先及び問い合わせ先 海田町社会福祉協議会 電話082-820-0294 		
生活困窮に関すること	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	こども課(823-9227)	
	生活保護に関する相談	福祉事務所(823-9220)	
住まいに関すること	寝具・日用品等の提供	寝具その他生活必需品の給与	こども課(823-9227)
	仮住宅の提供	応急仮設住宅(民間賃貸の借り上げ)の提供(10月19日で受け付けは終了します。)	都市整備課(823-9634)
	住宅の応急修理	被災した住宅の応急修理	
	手数料等の減額・免除	被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事の各手数料等の免除	上下水道課(823-9211)

区 分	内 容	窓口課・所管課等	
損壊家屋等の解体・撤去に関する事	全壊・大規模半壊・半壊の損壊した家屋等の解体・撤去	生活安全課(823-9219)	
宅地・農地内の障害物の除去に関する事	民有地内及び農地内の土砂等の撤去	都市整備課(823-9634)	
土砂混じりがれき等の撤去償還に関する事	土砂混じりがれき等の撤去費用の償還	生活安全課(823-9219)	
ごみ等の処分に関する事	被災ごみの処理	環境センター(823-4601)	
衛生に関する事	消毒薬の配布	保健センター(823-4418)	
健康管理に関する事	からだと心の健康相談		
学校に関する事	学用品の給与	学校教育課(823-9216)	
	就学援助		
税金・納付金の減免・免除等に関する事	税金	町税の減免等(町民税、固定資産税、国民健康保険税)	税務課(823-9204) 収税対策室(823-9226)
		町税証明等の交付手数料の免除	
	医療・保険等	国民健康保険医療費の一部負担金の減免等	住民課(823-9206)
		国民年金保険料の免除・猶予	
		介護保険利用者負担金の減免	長寿保険課(823-9609)
		介護保険料の減免等	
		後期高齢者医療費の一部負担金の減免等	
	後期高齢者医療保険料の減免等		
	児童福祉	保育料の減免	こども課(823-9227)
		児童クラブ保護者負担金の減免	
障害者福祉	障害福祉サービス・障害児通所給付 利用者負担額の減免	社会福祉課(823-9207)	
水道・下水道	水道料金、メーター使用料及び下水道使用料の減免	上下水道課(823-9214)	
その他	住民票の写し等証明手数料及びマイナンバーカード等の再交付手数料の免除	住民課(823-9205)	

区 分	内 容	窓口課・所管課等
償還条件の緩和に関する こと	水洗便所設備資金貸付金の償還期間の変更	上下水道課(823-9214)
	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	
その他の生活救済に関 すること	乳幼児等医療費補助の支給要件の緩和	こども課(823-9227)
	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	
	所得制限の適用がある年金受給者に係る所得制限の適用除外	住民課(823-9206)
災害ボランティアに関する こと	海田町社会福祉協議会で、ボランティアの支援依頼を募っています。また、ニーズに応じてボランティアを募集します。	海田町地域支え合いセンター(海田町社会福祉協議会) (820-0294)